

野田市国の出産・子育て応援給付金支給要綱を廃止する告示  
を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 2 日

野田市長 鈴 木 有

## 野田市告示第142号

### 野田市国の出産・子育て応援給付金支給要綱を廃止する告示

野田市国の出産・子育て応援給付金支給要綱（令和4年野田市告示第327号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和7年3月31日までに子を出産した者であつて、この告示による廃止前の野田市国の出産・子育て応援給付金支給要綱（以下「廃止前の要綱」という。）第3条に規定する出産応援給付金の支給対象者に該当するもののうち廃止前の要綱の規定による出産応援給付金の支給を受けていないもの及び廃止前の要綱第7条に規定する子育て応援給付金の支給対象者に該当するもののうち廃止前の要綱の規定による子育て応援給付金の支給を受けていないものについては、廃止前の要綱の規定は、令和8年3月30日までの間、なおその効力を有する。
- 3 この告示の施行の際現に廃止前の要綱の規定により出産応援給付金及び子育て応援給付金の支給を受けた者及び前項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前の要綱の規定により出産応援給付金及び子育て応援給付金の支給を受けた者については、廃止前の要綱第11条の規定は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。